

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(五八七・秋田中央保健所).....	1
結核予防法による医療機関の指定(五八八・秋田中央保健所).....	1
鳥獣保護区等の指定のための公聴会(五八九・自然保護課).....	2
板屋五騎地域農用地土壌汚染対策計画の策定(五九〇・水田総合利用課).....	2
保安林予定森林の指定通知(五九一・五九二・森林整備課).....	3
入会林野整備計画の認可申請を適当とする旨の決定(五九三・秋田地域振興局農林部).....	3
大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(五九四・商工業振興課).....	3
大規模小売店舗の新設に關し述べた意見(五九五・商工業振興課).....	4
道路区域の変更(五九六・五九七・道路環境課).....	4
開発行為に關する工事の完了(五九八・平鹿地域振興局建設部).....	5
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課).....	6
土地改良区の役員の変更及び就任の届出(鹿角地域振興局農林部).....	6
土地改良区の定款変更の認可(鹿角地域振興局農林部).....	7
土地改良区の役員の変更及び就任の届出(山本地域振興局農林部).....	7
県営土地改良事業の換地処分(秋田地域振興局農林部).....	8
土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定(平鹿地域振興局農林部).....	8
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)四件.....	8
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(九四).....	12

## 告 示

各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(九五)..... 12

個人演説会を開催することができる施設の指定解除(九六)..... 12

公職選挙執行規程の一部を改正する規程(九七、九八)..... 13

内水面漁場管理委員会告示

漁業権免許切替に伴う免許の内容等の事前決定に關する公聴会の開催(二)..... 13

### 秋田県告示第五百八十七号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があつたので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百四十二号)第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年七月二十五日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
岩見三内クリニ ツク	河辺郡河辺町三内字外川原百十 五番地	平成十五年六月三十日

### 秋田県告示第五百八十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百四十二号)第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年七月二十五日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩見三内クリニ ツク	河辺郡河辺町三内字外川原百十 五番地	平成十五年七月一日

秋田県告示第五百八十九号  
 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第六項及び同法第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和五十四年秋田県規則第二十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年七月二十五日

一 公聴会の日時、場所及び案件

秋田県知事 寺田典城

日 時	場 所	案 件
平成十五年八月二十一日午前十時	山本郡藤里町藤琴字家の後六十七番地 藤里町総合開発センター二階研修室	素波里鳥獣保護区特別保護地区の指定について
平成十五年八月二十一日午後一時	北秋田郡鷹巣町鷹巣字東中岱七十六番地一号 北秋田地域振興局職員会館太湖の間	陣場代鳥獣保護区特別保護地区の指定について
平成十五年八月二十一日午後三時	大館市字中城二十番地 大館市役所二階第一会議室	大館長根山鳥獣保護区特別保護地区の指定について
平成十五年八月二十二日午前十時	仙北郡田沢湖町生保内字宮の後三十番地 田沢湖町役場三階第四・五会議室	和賀岳鳥獣保護区の指定について
平成十五年八月	仙北郡六郷町六郷	七滝鳥獣保護区特別保護地区の指定

二十一日午後二時	字上町二十一番地 六郷町役場第三会議室	について
----------	---------------------	------

二 公聴会開催に関する問い合わせ先  
 秋田市山王四丁目一番一号 生活環境文化部自然保護課（〇一八 八六〇 一六 一三）

秋田県告示第五百九十号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十九号）第五条第一項の規定により、板屋五騎地域に係る農用地土壌汚染対策計画を定めたので、同条第六項の規定に基づき、その概要を次のとおり公告する。

平成十五年七月二十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 農用地土壌汚染対策地域（農用地土壌汚染対策地域の指定（平成十四年秋田県告示第七十八号）に掲げる区域をいう。以下「対策地域」という。）の区域内にある農用地についての利用上の区分及びその区分ごとの当該農用地の利用に関する基本方針
  - 八・五四ヘクタールの対策地域のうち、すべてを農用地として利用し、当該農用地は水田として利用する。
- 二 対策地域の区域内にある農用地に係る事業に関する事項
  - (一) 事業の実施地域 対策地域とする。
  - (二) 事業の内容
    - (1) 汚染を防止するための事業
      - 再汚染を防止するため、用水路及び排水路をコンクリート製品により舗装する。
      - (2) 汚染を除去するための事業
        - ア 上乗せ客土工法により、非汚染土二十センチメートル厚を客土する。復旧方式は、原状回復方式を採用する。
        - イ けい酸石灰、よう成りん肥及び有機質資材を施用する。
    - (3) 事業費の概算 二億八千八百七十五万円
    - (四) 事業の実施者 秋田県
- 三 対策地域の区域内にある農用地の土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査測定に関する事項
- (一) 調査測定地点の所在地 仙北郡協和町板屋五騎

(二) 調査測定者 秋田県

秋田県告示第五百九十一号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。  
平成十五年七月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 保安林予定森林の所在場所

山本郡八森町字八森山・字平沢・字真瀬沢(以上三字国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的 水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

字八森山・字平沢・字真瀬沢(以上三字国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字八森山・字真瀬沢(以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。)

(3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び山本地域振興局農林部並びに山本郡八森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第五百九十二号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。  
平成十五年七月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 保安林予定森林の所在場所

山本郡琴丘町上岩川字大荒沢・字滝ノ沢・字杉沢(以上三字国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的 水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

字大荒沢・字滝ノ沢・字杉沢(以上三字国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大荒沢・字滝ノ沢・字杉沢(以上三字国有林。次の図に示す部分に限る。)

(3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び山本地域振興局農林部並びに山本郡琴丘町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第五百九十三号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第一百十六号)第六条第一項の規定により、五城目町中津又地区入会林野整備組合代表者伊藤忠右衛門からなされた入会林野整備計画に係る申請を適当と決定したので、同条第四項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年七月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請年月日 平成十五年七月八日

二 縦覧に供すべき書類の名称 五城目町中津又地区入会林野整備計画書の写し

三 縦覧期間 平成十五年七月二十八日から同年八月二十六日まで

四 縦覧場所 秋田地域振興局農林部農林企画課及び五城目町役場

秋田県告示第五百九十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに

県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。  
平成十五年七月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田悦生

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

琴丘ショッピングセンター

山本郡琴丘町鹿渡字浜村下七十五番外

(三) 変更しようとする事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

マックスバリュ東北株式会社

ア 変更前 開店時刻 午前九時 閉店時刻 翌日の午前零時

イ 変更後 二十四時間営業

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで

イ 変更後 二十四時間

(四) 変更する年月日

平成十五年七月二十一日

(五) 変更する理由

消費者の利便性のため

二 届出年月日

平成十五年七月十一日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

琴丘町役場 企画課

(二) 縦覧期間

平成十五年七月二十五日から同年十一月二十五日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
-------	-----	-----	---	---	-------------	------------

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項  
(一) 意見を述べる者の氏名及び住所  
(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第五百九十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
平成十五年七月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジェイマルエー泉店

秋田市泉北二丁目二十八番一外

二 県の意見

意見なし

三 意見を述べた日

平成十五年七月十六日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年七月二十五日から同年八月二十五日まで

秋田県告示第五百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
平成十五年七月二十五日

秋田県知事 寺田典城

県道	新	旧
	金光寺鶴川線	金光寺鶴川線
B	A	山本郡山本町豊岡金田字根岸六四番一地先から三二一番一地先まで
		山本郡山本町豊岡金田字根岸六四番一地先から三二一番一地先まで
"	"	"
七・九〇〇～三〇・三〇〇	六・〇〇〇～一〇・四〇〇	六・〇〇〇～一〇・四〇〇
〇・一三三三	〇・二六三三	〇・二六三三

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十五年七月二十五日から同年八月七日まで

秋田県告示第五百九十七号

一 道路の区域

県道	新	旧	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	森岳鹿渡線	森岳鹿渡線						
B	A	山本郡山本町森岳字街道東六二番一	地先から六五番二地先まで	"	"	"	八・〇〇〇～二二・八〇〇	〇・一八六
		山本郡山本町森岳字街道東六二番一	地先から六五番二地先まで					
"	"	"	"	"	"	"	一〇・四〇〇～二八・〇〇〇	〇・一八六

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十五年七月二十五日から同年八月七日まで

秋田県告示第五百九十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十五年二月五日付け指令平建 八百十九 六で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
平成十五年七月二十五日  
秋田県知事 寺田典城

平成十五年七月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

平鹿郡十文字町十文字新田字本町五番地一  
有限会社 県南地所  
代表取締役 高橋 健 一

二 開発区域に含まれる地域の名称

平鹿郡十文字町仁井田字大道北六番十、十一番、十二番、十三番、十八番、

公 告

十九番、二十番、百四番、百五番、及び十文字新田字羽場大道東四十四番六

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十五年七月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日

平成十五年七月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ドリームホープなかよし

三 代表者の氏名

畠山 幸雄

四 主たる事務所の所在地

能代市浅内字清水下一番地五

五 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者、身体障害者、高齢者が、地域で自立して生活していきける社会の実現を図るため、その自立支援や精神障害者、身体障害者、高齢者と、その家族の暮らしやすい町づくりを実現するために保健、医療又は、福祉の増進を図る活動、及び精神障害者、高齢者への理解の啓発などに関する事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、かつの土地改良区から次のとおり役員(の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年七月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

鹿角市花輪字八幡館三番地二

八幡平字横手一番地二

花輪字高市八十番地一

八幡平字下田表二十四番地

安 保 富 雄

高 田 正 義

小 館 司

齊 藤 良 三

鹿角市八幡平字松館七十四番地一

字タタラ二十九番地

字小豆沢八十番地

十和田末広字八幡平三十二番地四

花輪字下夕町百十二番地一

十和田末広字八幡平八十九番地

八幡平字堂の前十七番地

花輪字高市向三十四番地一

十和田錦木字室田十九番地二

尾去沢字下毛平三十七番地一

八幡平字中川十二番地

十和田錦木字五軒屋七十二番地

花輪字用野目三十一番地

十和田錦木字浜田二十六番地

花輪字高市百七番地二

字小米二十二番地九

就任理事の住所及び氏名

鹿角市花輪字畠田十二番地

字堰向八十三番地

字狐平五十四番地

字高市百七番地二

字高市向三十四番地一

十和田末広字八幡平三十二番地四

字八幡平八十九番地

十和田錦木字五軒屋七十二番地

字浜田二十六番地

字室田十九番地二

八幡平字谷内上田表十一番地一

字横手一番地二

字小豆沢八十番地

字長内古館一番地一

字長牛八十八番地

字下田表二十四番地

字堂の前十七番地

花輪字八幡館三番地二

戸 館 昌 則

網 木 勝 衛

齋 藤 長 助

村 木 与 一 郎

佐 々 木 善 蔵

安 保 恒 哉

阿 部 正 明

米 田 新 一

佐 藤 勇 悦

高 杉 正 美

高 藤 完 一

高 瀬 克 康

工 藤 征 悦

田 口 信 一

小 館 信 昇

木 村 富 雄

木 村 富 雄

高 橋 耕 資

石 井 万 寿 男

小 館 万 寿 男

米 田 新 一

村 木 与 一 郎

安 保 恒 哉

高 瀬 克 康

田 口 信 一

佐 藤 勇 悦

阿 部 秀 雄

高 田 正 義

齋 藤 長 助

根 本 良 己

佐 々 木 松 男

齊 藤 良 三

阿 部 正 明

安 保 富 雄

鹿角市花輪字小米二十二番地九

〃 〃 字高市八十番地一

三 退任監事の住所及び氏名

鹿角市八幡平字谷内百三十七番地

〃 〃 十和田大湯字前川原二十九番地二

〃 〃 花輪字沢小路三十番地

四 就任監事の住所及び氏名

鹿角市八幡平字谷内百三十七番地

〃 〃 十和田大湯字前川原二十九番地二

〃 〃 花輪字沢小路三十番地

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、かつ  
の土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十五年七月十六日認可したの  
で、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十五年七月二十五日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次  
の土地改良区から次のとおり役員  
の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項  
の規定に基づき、公告する。

平成十五年七月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 能代北部土地改良区

(一) 退任理事の住所及び氏名

能代市坂形字堂ノ後百三十六番地

山本郡峰浜村小手萩字萩ノ城二十七番地

能代市竹生字竹生百八十一番地

〃 〃 坂形字鳥形十八番地

〃 〃 磐字栗山二十八番地の一

〃 〃 竹生字竹生九十七番地

〃 〃 磐字銭ヶ台二十番地

山本郡峰浜村石川字稲子沢七十五番地

能代市字田子向八十番地の五

山本郡峰浜村内荒巻字家ノ上四十一番地

能代市坂形字堂ノ後百四十七番地

木村富雄

小館司

阿部洋右

松宮恒

泉澤和豊

阿部洋右

松宮恒

泉澤和豊

寺田典城

鈴木一

神馬貞幸

永井実

小栗正春

大谷忠弘

村上進

木村正

福士久紀

工藤富夫

本多弘美

鈴木耕一

能代市外荒巻字北山ノ上一番地

〃 〃 比八田字八幡下三十五番地

(二) 就任理事の住所及び氏名

能代市坂形字堂ノ後百三十六番地

山本郡峰浜村小手萩字萩ノ城二十七番地

能代市坂形字鳥形十八番地

〃 〃 竹生字竹生九十七番地

山本郡峰浜村内荒巻字家ノ上四十四番地二

能代市磐字栗山二十八番地一

〃 〃 比八田字八幡下四十六番地

山本郡峰浜村石川字稲子沢七十五番地

能代市比八田字八幡下三十八番地

〃 〃 外荒巻字北山ノ上十二番地

〃 〃 坂形字堂ノ後百四十七番地

〃 〃 竹生字竹生百七十七番地

(三) 退任監事の住所及び氏名

山本郡峰浜村小手萩字萩ノ城三十五番地

能代市坂形字堂ノ後百五十四番地

〃 〃 竹生字竹生百八十七番地

(四) 就任監事の住所及び氏名

山本郡峰浜村小手萩字萩ノ城三十五番地

能代市竹生字竹生百八十七番地

〃 〃 坂形字堂ノ後百四十四番地

(二) 山本郡琴丘町鹿渡土地改良区

退任理事の住所及び氏名

山本郡琴丘町上岩川字小新沢六十一番地

(一) 能代市東土地改良区

退任理事の住所及び氏名

能代市字大曲百四番地

〃 〃 外割田字宅地二十七番地一

〃 〃 字戸草沢五番地九

〃 〃 常盤字町辺七十七番地

〃 〃 字鶴形四十七番地二

〃 〃 字東面二番地

佐々木吉兵工

佐藤勝男

鈴木一

神馬貞幸

小栗正春

村上進

本多金雄

大谷忠弘

工藤勝

福士久紀

佐藤順一

佐々木正悦

鈴木耕一

佐藤弘

木村正

佐藤栄一

鈴木満彦

永井儀博

佐藤栄一

永井儀博

佐藤盛光

工藤正吉

小林富義

斉藤長幸

若松健悦

渡辺博

小林昭雄

山崎林一

(二)

能代市槐字四日市二十五番地一  
 山谷十二番地  
 魔面十一番地  
 就任理事の住所及び氏名  
 能代市字大曲百四番地

佐藤 富美男  
 佐藤 孫太郎  
 舛屋 誠  
 小林 富義  
 斉藤 長幸  
 若松 健悦  
 渡辺 博  
 飯坂 敏範  
 佐藤 義博  
 戸松 勇孝  
 小林 昭雄  
 塚本 庄太郎  
 矢田部 昌  
 工藤 正徳  
 山崎 林一  
 舛屋 誠

(三)

退任理事の住所及び氏名  
 能代市常盤字町辺九十二番地一  
 字田中谷地三十九番地  
 松山字松山町百五十五番地  
 就任監事の住所及び氏名  
 能代市字町後三十一番地七  
 朴瀬字登家場六十九番地  
 常盤字山谷十二番地

幸坂 幹雄  
 飯坂 富士雄  
 渡部 崇  
 小林 忠雄  
 山谷 慶一  
 佐藤 孫太郎

(四)

平成十五年七月十七日県営土地改良事業（浜井川地区ほ場整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。  
 平成十五年七月二十五日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、横手市中央土地改良区から申請があった新たな土地改良事業（桜沢地区単小規模土地改良事業）の施行について、平成十五年七月十七日認可したので、同条第十一項の規

定に基づき、公告する。

平成十五年七月二十五日

秋田県知事 寺田典城

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。  
 平成十五年七月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品の名称及び数量  
M P L S エツジルータ 一式
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十五年九月十九日（金）
  - (四) 納入場所  
秋田県工業技術センター
  - (五) 今後調達予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期  
M P L S エツジルータ 一式 平成十五年八月ころ
  - (六) 一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付  
平成十五年五月三十日（金）
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
- (一) 入札に参加する者に必要な資格
    - 1) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
    - 2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
    - 3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - (二) 1) 2) の資格に係る申請
    - 1) 2) の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十五年八月十一日（月）までに提出すること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
  - (二) 秋田県出納局管財課（電話〇一八 八六〇 二七三八）  
入札説明書及び仕様書の交付方法



秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年七月二十五日(金)から同年八月十八日(月)までの期間、随時交付する。

(三) 入札執行の日時及び場所

平成十五年八月二十五日(月)午前十一時  
秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十二条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(六)(五) 契約書作成の要否 要  
提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : MPLS Edge Router 1 Set

2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 25 August, 2003

3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-660-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十五年七月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び数量

胃部撮影検診車 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限  
平成十六年三月一日(月)

(四) 納入場所  
秋田県総合保健事業団

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(二) 資格に係る申請  
(1) 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十五年八月二十九日(金)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(三) 入札執行の日時及び場所  
秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年七月二十五日(金)から同年九月二日(火)までの期間、随時交付する。

五 入札保証金

平成十五年九月十一日(木)午後一時三十分  
秋田県庁地下一階管財課入札室

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : 1 Stomach X-Ray Examination Clinical Car
- 2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 11 September, 2003
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十五年七月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品の名称及び数量  
胸部X線撮影検診車 一台
- (二) 購入物品の仕様等
- (三) 入札説明書及び仕様書による。
- (四) 納入期限  
平成十六年三月一日(月)
- (五) 納入場所  
秋田県総合保健事業団

二 入札に参加する者に必要な資格等

- (一) 入札に参加する者に必要な資格  
1) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。  
2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (二) 資格に係る申請  
1) 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十五年八月二十九日(金)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (三) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を除き、平成十五年七月二十五日(金)から同年九月二日(火)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

- (一) 平成十五年九月十一日(木)午後二時
- (二) 秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条

までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : X-Ray Van for Mass Chest Examination 1 Vehicle
- 2 Time-limit of tender : 2:00 P.M. 11 September, 2003
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sano, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年七月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品の名称及び数量

乳房検診車 一台

- (二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

- (三) 納入期限

平成十六年三月十二日(金)

- (四) 納入場所

秋田県総合保健事業団

二 入札に参加する者に必要な資格等

- (一) 入札に参加する者に必要な資格

1) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

- (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

1) 資格に係る申請

2) 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格

- (三) 審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十五年八月二十九日(金)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

- (二) 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

入札説明書及び仕様書の交付方法

- (三) 秋田県の休日を除き、平成十五年七月二十五日(金)から同年九月二日(火)

規定する県の休日を除き、平成十五年七月二十五日(金)から同年九月二日(火)までの期間、随時交付する。

- (四) 入札執行の日時及び場所

平成十五年九月十一日(木)午後二時三十分

- (五) 秋田県庁地下一階管財課入札室

入札保証金

- (六) 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条

までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法  
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効  
 秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法  
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要  
 提出書類等

(六) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他  
 詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : 1 Mammography Examination Car
- 2 Time-limit of tender : 2:30 P.M. 11 September, 2003
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

選挙管理委員会告示

秋選管告示第九十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八十条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、

次のとおりである。

平成十五年七月二十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

五十分の一の数 一九、三四二  
 三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二七、八四五

秋選管告示第九十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十五年七月二十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別

秋田市	八四、三五六
能代市	一四、七四七
横手市	一〇、九二〇
大館市	一八、二〇三
本荘市	一一、一二五
男鹿市	八、四四九
湯沢市	九、三八六
大曲市	一〇、六七二
鹿角市鹿角郡	一一、七〇四
北秋田郡	一八、一三六
山本郡	一三、四五三
南秋田郡	一九、九一五
河辺郡	五、二四七
由利郡	二〇、九五〇
仙北郡	三一、八九〇
平鹿郡	一八、五七九
雄勝郡	一一、六三〇

秋選管告示第九十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会を開催することができるとおり指定解除した旨西仙北町選挙管理委員会から報告があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。  
平成十五年七月二十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

施設の名 称	施 設 の 所 在 地	指 定 解 除 年 月 日
西仙北町強首多目的研修センター	仙北郡西仙北町強首字上野台十五番地の十四	平成十五年七月十四日

秋選管告示第九十七号

公職選挙執行規程の一部を改正する規定をここに公布する。

平成十五年七月二十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和三十四年秋選管告示第一号）の一部を、次のように改正する。

別表第二中

永沢病院

能代市鼠町十三番十七号

を

削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

秋選管告示第九十八号

公職選挙執行規程の一部を改正する規定をここに公布する。

平成十五年七月二十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和三十四年秋選管告示第一号）の一部を、次のように改正する。

別表第二中

能代循環器科病院

能代市通町一番二十三号

を

削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

内水面漁場管理委員会告示

秋田県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項の規定により、農内共第一号の漁業権免許切替えに伴う免許の内容等の事前決定に関する公聴会を次のとおり開催する。  
平成十五年七月二十五日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 伊 藤 彊

一 開催日時 平成十五年八月十八日（月） 午後一時から二時まで

二 開催場所 青森県上北郡十和田湖町奥瀬 十和田湖小学校

三 議題 農内共第一号漁業権免許に係る公聴会

四 公述者の範囲

漁業権者

入漁権者

漁業権漁業の経営者

漁業協同組合関係者

その他利害関係のある者

五 免許の内容等

(一) 免許の内容たるべき事項

漁業種類 第五種共同漁業

漁業の名称 ひめます さくらます（陸封型） こい ふな えび漁業

漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで

漁場の位置 青森県上北郡十和田湖町及び秋田県鹿角郡小坂町

漁場の区域 十和田湖全面及び奥入瀬川（子の口から銚子滝まで）の区域

免許予定日 平成十六年一月一日

三 申請期間 平成十五年十月一日から同月二十日まで

四 関係地区 秋田県鹿角郡小坂町

青森県上北郡十和田湖町

正 誤

平成十五年七月十一日(第千四百八十六号)掲載の秋田県告示第五百四十一号(道路の供用開始)  
(原稿誤り)

ページ 一段 一行 誤 正

四

十三  
十一

仙北郡角館町山谷川崎字下高野二番一  
地先から二番一地先まで

仙北郡角館町山谷川崎字下高屋二番一  
地先内

の誤

は、

発行者 秋田県

購読料 一月三千五百円

秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田県山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(0862)876682 FAX(0863)876683  
E-mail:matsubara@matsubaransatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原印刷社

